

浦安市最低制限価格運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浦安市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び浦安市契約事務規則（平成8年規則第24号。）の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の設定)

第2条 最低制限価格の設定は、次に掲げる契約を締結しようとする場合に行うものとする。

- (1) 浦安市低入札価格調査委員会規程（平成11年訓令第10号）の適用を受けない工事の請負の契約
- (2) 次に掲げる建設工事等業務委託の契約
 - ア 測量業務
 - イ 建築関係の建設コンサルタント業務
 - ウ 土木関係の建設コンサルタント業務
 - エ 地質調査業務
 - オ 補償関係コンサルタント業務
- (3) 次に掲げる業務委託(建設工事等業務委託を除く)の契約のうち、契約期間が1年を超えるもの
 - ア 建物総合管理業務委託
 - イ 清掃業務委託
 - ウ 機械警備を除く警備業務委託
 - エ その他市長が必要と認める業務委託

(最低制限価格の算定方法等)

第3条 最低制限価格は、予定価格に、別表業務の欄に掲げる業務の区分に応じ、

同表最低制限価格の基準となる額の欄に定める額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）の合計額を当該設計金額（消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額）で除して得た割合（パーセンテージとした場合の小数点以下第2位を四捨五入とする。）を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。ただし、別表業務の欄に掲げる業務の区分に応じ、同表最低制限価格の基準となる額の欄に定める額の合計額を当該設計金額で除して得た割合が、同表の上限割合の欄に定める割合を超えた場合にあっては同割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とし、同表下限割合の欄に定める割合に満たない場合にあっては同割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

- 2 別表に掲げる最低制限価格の基準となる額が明確に区分されていない契約に係る最低制限価格については、前項の算定方法にかかわらず予定価格に別表上限割合の欄に掲げる割合以下かつ下限割合の欄に掲げる割合以上で適宜の割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 市長が必要と認めるときは、前2項の規定により算出した最低制限価格に100分の99から100分の101までの範囲内の数値を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を最低制限価格とすることができる。
- 4 最低制限価格を算出する場合は、参考調書（第2条第1号に該当する契約にあっては別記様式1の1、同条第2号に該当する契約にあっては別記様式1の2（アからオのうち該当する業務区分））同条第3号に該当する契約にあっては別記様式1の3を作成し、当該契約の設計図書に添付するものとする。

（公表等）

第4条 最低制限価格を設けるときは、一般競争入札にあっては公告において、指名競争入札にあっては参加者の指名に係る通知において、その旨を明示するものとする。

（予定価格調書への記載）

第5条 最低制限価格を設けたときは、事務の適正な執行を確保するため、予定価

格を記載した書面に、最低制限価格の基準に基づく具体的金額を記載し、さらに基準価格に110分の100を乗じて得た金額を記載するものとする。

(入札の執行)

第6条 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者とししないものとする。この場合においては、入札執行者は入札者に対して、施行令第167条の10第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により当該入札をした者を落札者とししない旨を告げるものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者（同価の入札をしたものが二人以上あるときは、施行令第167条の9の規定によるくじ引きにより決定した者）を落札者とする。

(入札経過の報告)

第7条 最低制限価格を下回る入札が行われたときは、入札調書に、当該入札を不落札と決定した旨を記載するものとする。

(委任)

第8条 この要領の実施に関し必要な事項は、財務担当部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、平成15年10月1日以降に配布する指名通知書から適用するものとする。

附 則（平成21年4月15日）

この要領は、平成21年4月15日から施行する。

附 則（平成23年7月1日）

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年4月16日）

この要領は、平成24年4月16日から施行する。

附 則（平成25年6月14日）

この要領は、平成25年6月14日から施行する。

附 則（平成25年10月1日）

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月1日）

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

業務	最低制限価格の基準となる額	上限割合	下限割合
工事の請負の契約	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 ・共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ・現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 ・一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額 の合計額	100分の92	100分の75
測量業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接測量費の額 ・測量調査費の額 ・諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額 の合計額	100分の82	100分の60
建築関係の建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費の額 ・特別経費の額 ・技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額 ・諸経費の額に10分の6を乗じて得た額 の合計額	100分の80	100分の60
土木関係の建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費の額 ・直接経費の額 ・その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 ・一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額 の合計額	100分の80	100分の60
地質調査業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接調査費の額 ・間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 ・解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 ・諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額 の合計額	100分の85	3分の2
補償関係コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費の額 ・直接経費の額 ・その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 ・一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額 の合計額	100分の80	100分の60
業務委託(建設工事等業務委託を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費の額 ・直接人件費以外の経費に10分の 	100分の85	100分の70

	4.8を乗じて得た額 の合計額		
--	--------------------	--	--

別記様式 1 の 1

(1) 本工事の直接工事費、共通仮設費、現場管理費相当額及び一般管理費の各割合の合計額

直接工事費 () の 97%	円
その他経費	
共通仮設費 () の 90%	円
現場管理費 () の 90%	円
一般管理費 () の 68%	円
① 計	円

(2) 本工事の設計金額

② 設計金額	円
設計金額 (税込み)	円

(3) ①の②に占める割合 (小数点以下第2位を四捨五入)

$\text{①} / \text{②} \times 100$	%
③ 最低制限価格割合 (基準割合は 75%以上 92%以下で表示)	%

(4) 本工事の最低制限価格

④ $\text{②} \times \text{③} = \text{最低制限価格}$	円
最低制限価格 (税込み)	円

別記様式 1 の 2 のア

(1) 本業務委託の直接測量費、測量調査費、諸経費の各割合の合計額

直 接 測 量 費 (円) の額	円
測 量 調 査 費 (円) の額	円
諸 経 費 (円) の 4 8 %	円
① 計	円

(2) 本業務委託の設計金額

② 設 計 金 額	円
設 計 金 額 (税込み)	円

(3) ①の②に占める割合 (小数点以下第2位を四捨五入)

$\text{①} / \text{②} \times 100$	%
③ 最 低 制 限 価 格 割 合 (基準割合は60%以上82%以下で表示)	%

(4) 本業務委託の最低制限価格

④ $\text{②} \times \text{③} =$ 最 低 制 限 価 格	円
最 低 制 限 価 格 (税込み)	円

別記様式 1 の 2 のイ

(1) 本業務委託の直接人件費、特別経費、技術料等経費、諸経費の各割合の合計額

直 接 人 件 費 (円) の額	円
特 別 経 費 (円) の額	円
技 術 料 等 経 費 (円) の 6 0 %	円
諸 経 費 (円) の 6 0 %	円
① 計	円

(2) 本業務委託の設計金額

② 設 計 金 額	円
設 計 金 額 (税込み)	円

(3) ①の②に占める割合 (小数点以下第2位を四捨五入)

$\text{①} / \text{②} \times 100$	%
③ 最 低 制 限 価 格 割 合 (基準割合は60%以上80%以下で表示)	%

(4) 本業務委託の最低制限価格

④ $\text{②} \times \text{③} =$ 最 低 制 限 価 格	円
最 低 制 限 価 格 (税込み)	円

別記様式 1 の 2 のウ

(1) 本業務委託の直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費の各割合の合計額

直 接 人 件 費 (円) の額	円
直 接 経 費 (円) の額	
そ の 他 原 価 (円) の 9 0 %	円
一 般 管 理 費 (円) の 4 8 %	円
① 計	円

(2) 本業務委託の設計金額

② 設 計 金 額	円
設 計 金 額 (税込み)	円

(3) ①の②に占める割合 (小数点以下第2位を四捨五入)

$\text{①} / \text{②} \times 100$	%
③ 最 低 制 限 価 格 割 合 (基準割合は60%以上80%以下で表示)	%

(4) 本業務委託の最低制限価格

④ $\text{②} \times \text{③} =$ 最 低 制 限 価 格	円
最 低 制 限 価 格 (税込み)	円

別記様式 1 の 2 のエ

(1) 本業務委託の直接調査費、間接調査費、解析等調査業務費、諸経費の各割合の合計額

直接調査費 (円) の額	円
間接調査費 (円) の 90%	円
解析等調査業務費 (円) の 80%	円
諸経費 (円) の 48%	
① 計	円

(2) 本業務委託の設計金額

② 設計金額	円
設計金額 (税込み)	円

(3) ①の②に占める割合 (小数点以下第2位を四捨五入)

$\text{①} / \text{②} \times 100$	%
③ 最低制限価格割合 (基準割合は3分の2以上85%以下で表示)	%

(4) 本業務委託の最低制限価格

④ $\text{②} \times \text{③} = \text{最低制限価格}$	円
最低制限価格 (税込み)	円

別記様式 1 の 2 のオ

(1) 本業務委託の直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費の各割合の合計額

直 接 人 件 費 (円) の額	円
直 接 経 費 (円) の額	円
そ の 他 原 価 (円) の 9 0 %	円
一 般 管 理 費 (円) の 4 5 %	
① 計	円

(2) 本業務委託の設計金額

② 設 計 金 額	円
設 計 金 額 (税込み)	円

(3) ①の②に占める割合 (小数点以下第2位を四捨五入)

$① / ② \times 100$	%
③ 最 低 制 限 価 格 割 合 (基準割合は60%以上80%以下で表示)	%

(4) 本業務委託の最低制限価格

④ $② \times ③ =$ 最低制限価格	円
最 低 制 限 価 格 (税込み)	円

